

**自己点検事項**

◇ 貯血式自己血輸血管理体制加算(K920-2注3)

(1) 関係学会から示されている指針に基づき、貯血式自己血輸血が十分な体制のもとに適正に

管理及び保存されていること。

( 適 ・ 否 )

(2) 関係学会から示された指針の要件を満たし、その旨が登録されている常勤の医師及び看護

師がそれぞれ1名以上配置されていること。

( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

・常勤の医師、看護師の(学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行している)認定  
証、出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名